

石岡市

地域経済循環創造事業交付金

申請事業選定要領

令和7年(2025年)12月

令和8年(2026年)1月 一部改定

石岡市

## 1 目的

本要領は、令和8年度に地域資源を活かした先進的で持続可能な事業化の取組を促進し、地域での経済循環を創造することを目的とした総務省所管の地域経済循環創造事業交付金へ本市から申請を目指す事業(以下「申請事業」という。)を選定するにあたり、必要な事項等を定める。

## 2 石岡市地域経済循環創造事業補助金

### (1) 概要

申請事業のうち、総務省において交付決定を受けた事業について、別に定める補助要綱に基づき、補助金の交付を行うこととする。

### (2) 対象事業

次の各号のいずれにも該当する持続可能な事業を行うために、事業者等が初期投資を行う事業(以下「補助金事業」という。)を実施する場合に、補助金の交付を行うこととする。

ア 産学官の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型の事業であること。

イ 事業の実施により、本市の負担により直接解決・支援すべき公共的な地域課題への対応の代替となること。

ウ 他の同様の公共的な地域課題を抱える地方公共団体に対する高い新規性(事業者にとって新規事業であること)・モデル性があること。

エ 下記(3)に規定する補助対象経費のうち、事業者等が地域金融機関、日本政策金融公庫から受ける融資額又は一般財団法人地域総合整備財団の支援を得た地方公共団体から受ける無利子の貸付額の総額が下記(4)に規定する補助金額と同額以上であり、当該融資は無担保(補助金事業により取得する財産に抵当権その他の担保権を設定する場合を除く。)の融資であること。

なお、経営者が事業者等の連帯保証人(経営者保証)となっていない融資であること。

### (3) 補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、地域経済循環創造事業交付金交付要綱(平成25年2月27日付け總行政第29号総務大臣通知)による交付金の交付決定の日から同要綱第14条に規定する実績報告をした日までに要した次の表に掲げる経費とする。

経費の区分	内容
施設整備費	事業の遂行に必要な建物、建物付属設備および構築物に係る設計、工事監理、建築工事、修繕及び購入に係る経費。ただし、用地取得費は除く。
機械装置費	事業の遂行に必要な機械装置に係る設計、工事監理、修繕、購入及びリース・レンタルに係る経費 (事業の遂行に必要な著作権等の無形資産の取得等に要する経費を含む)
備品費	事業の遂行に必要な備品の購入及びリース・レンタルに係る経費
調査研究費	事業の遂行に必要なものとして、事業者等と連携する地域の大学が行う

	調査研究に係る経費。ただし、事業者等が直接行う調査研究に係る経費は除く。
--	--------------------------------------

#### (4) 補助金額

補助金の額は、補助対象経費から地域の金融機関等の融資額及び事業者等の自己資金等の合計額を差し引いた額とする。この場合において、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

なお、補助金額の上限額は以下のとおりとする。

ア 融資額が補助金額と同額以上2倍未満の額の場合	3,000	万円
イ 融資額が補助金額の2倍以上3倍未満の額の場合	4,000	万円
ウ 融資額が補助金額の3倍以上4倍未満の額の場合	5,000	万円
エ 融資額が補助金額の4倍以上の額の場合	5,500	万円

### 3 参加資格

申請事業の選定に参加する事業者等は、次の要件をすべて満たすこと。

- (1) 本店所在地の市税、都道府県税、所得税(個人事業主の場合に限る。)、法人税及び消費税について未納がないこと。
- (2) 石岡市暴力団排除条例(平成23年石岡市条例第17号)第2条に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

### 4 事業要件

申請事業の選定対象となる事業は、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 補助金事業の実施場所が本市内であること。
- (2) 国が実施する他の補助金等の交付を受けていないこと又は受ける見込みがないこと。  
(ただし、事業として対象経費や収支を完全に切り分けることができる事業は対象)
- (3) 本市が実施する同種の補助金等の交付を受けていないこと又は受ける見込みがないこと。
- (4) 補助金事業は、総務省からの交付決定後に着手し、令和10年3月10日までに完了すること。
- (5) 補助対象経費のうち、事業者等が地域の金融機関等、日本政策金融公庫から受けた融資額又は一般財団法人地域総合整備財団の支援を得た地方公共団体から受ける無利子の貸付額の総額が上記2(4)に規定する補助金額と同額以上であり、当該融資は無担保(補助金事業により取得する財産に抵当権その他の担保権を設定する場合を除く。)の融資であること。なお、上記の融資及び貸付額は見込みであっても選定対象とする。

また、経営者が事業者等の連帯保証人(経営者保証)となっていない融資であること。

### 5 参加方法

#### (1) 提出書類

申請事業の選定に参加する事業者等は、市長が定める日までに以下を提出しなければならない。

ア 石岡市地域経済循環創造事業交付金申請事業選定に係る申込書(様式第1号)

- イ 参加資格及び事業要件に係る申立書(様式第2号)
- ウ 事業実施計画書(様式第3号)
- エ 補助金事業の工程表(任意様式)
- オ 事業概要ポンチ絵
- カ 申請事業の実施にあたり遵守すべき法令等及び取得が必要な許可等の状況(任意様式)
- キ 補助金事業の実施場所における登記事項証明書の写し
- ク 直近2年分の市税(市町村税・特別区税)、都道府県税(道府県税・都税)、所得税(個人事業主の場合に限る)、法人税及び消費税に未納がないことを証明する納税証明書等一式
- ケ その他市長が必要と認める書類

(2) 提出部数

正本1部、副本5部の合計6部及び提出書類のPDFデータを提出すること。

(3) 提出期間

令和7年(2025年)12月15日(月)～令和8年(2026年)2月13日(木)

持参の場合における受付時間は、平日の8時30分～17時15分とする。

(4) 提出先

住所：〒315-8640茨城県石岡市石岡一丁目1番地1

石岡市 市長公室 政策企画課

E-mail : kikaku@city.ishioka.lg.jp

(5) 提出方法

郵送(配達証明付書留郵便による郵送に限る。提出期間内必着とする。)又は持参により提出すること。なお、提出書類のPDFデータは電子メールで送付すること。

## 6 質問方法

選定に係る質問がある場合は、以下の書類を提出すること。なお、質問に対する回答は口頭による個別対応は行わない。

(1) 提出書類

石岡市地域経済循環創造事業交付金申請事業選定に係る質問書(様式第4号)

(2) 受付期間

令和7年(2025年)12月15日(月)～12月26日(金)

(3) 提出先

石岡市 市長公室 政策企画課

E-mail : kikaku@city.ishioka.lg.jp

(4) 提出方法

上記(3)に記載のメールアドレス宛てに電子メールで提出すること。なお、電話及び直接来所による質問には応じない。

(5) 回答

質問に対する回答は、令和8年(2026年)1月中旬に本市のホームページで公表するものとし、回答は本要領と一体のものとして同等の効力を持つものとする。また、同趣旨の質問はまとめて回答する。

## 7 提出書類の記入方法

### (1) 提出書類の様式

提出書類は所定の様式に記入の上、提出すること。

### (2) 様式の入手方法

様式は、本市のホームページに掲載する。

### (3) 書類作成時の書式等

ア 用紙サイズはA4とし、横書きとすること。

イ 文字のサイズは12ポイント以上で作成すること。

ウ 使用する言語は日本語とし、通貨は日本円とすること。

エ 提出書類は全て順に並べファイル等に綴じ、通しのページ数を付すこと。印刷の色は、カラー、白黒を問わない。

### (4) 様式記入上の注意

ア 石岡市地域経済循環創造事業交付金申請事業選定に係る申込書(様式第1号)

担当者については、窓口となる者の連絡先等を記載すること。

イ 事業実施計画書(様式第3号)

以下のことをわかりやすく記載すること。

(ア) 産学官の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型の事業であること。

(イ) 事業の実施により、本市における公共的な地域課題への対応の代替となること。

(カ) 同様の公共的な地域課題を抱える地方公共団体に対する高いモデル性があること。

(ク) 補助金の交付後は本市からの支援を必要としない持続可能な事業であること。

ウ 石岡市地域経済循環創造事業交付金申請事業選定に係る質問書(様式第4号)

(ア) 質問数に合わせて適宜、欄を追加すること。

(イ) 質問数等の上限は設けない。

エ 補助金事業の工程表(任意様式)

補助金事業の事業内容を掲載すること。なお、補助金事業は総務省からの交付決定後に着手し、令和10年3月10日までに完了すること。

オ 申請事業の実施にあたり遵守すべき法令等及び取得が必要な許可等の状況(任意様式)

申請事業の実施にあたり必要な以下の内容について記載すること。

(ア) 遵守すべき法令等

(イ) 取得が必要な許可等の名称及び取得スケジュール

### (5) 留意事項

ア 提出書類は、申請事業の選定以外に使用しないものとする。

イ 書類の提出にかかる費用は、参加者の負担とする。

ウ 書類提出後は、事業計画書等の修正又は変更は認めない。

エ 提出された書類は、返却しない。

オ 提出された書類は、選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成することがある。

カ 申請事業の選定に係る情報公開請求があった場合は、石岡市情報公開条例(平成17年石岡市条例第16号)に基づき、提出書類を公開することがある。

## 8 選定

### (1) 選定方法

#### ア 選定委員会の設置

本市が令和8年度に総務省所管の地域経済循環創造事業交付金へ申請する事業を選定するため、透明性及び公平性を確保し、適正に事業を選定することを目的とした石岡市地域経済循環創造事業選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置する。

なお、選定委員会は申請事業の選定への参加があった場合に開催する。また、選定委員会は非公開とする。

#### イ 審査方法

(ア) 以下の基準をもって採点を行う。

No	審査項目	評価の判断基準・着眼点	配点
1	事業の収支計画	<ul style="list-style-type: none"><li>・収支計画に妥当性はあるか。</li><li>・収支計画における公費の金額が上限金額を超えるものでないか。</li></ul>	10
2	地域資源の活用	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域の名産品、特産品、地元名産の原材料等の地域資源を活用する事業であるか。</li></ul> <p>※原材料を地域外から仕入れて製造した単なる加工品を地域資源とするもの、単に空き家、廃校を改修して活用するもの等ではないか。</p>	15
3	事業の実現性	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業内容及び事業戦略は具体的かつ確実性があるか。</li></ul>	10
4	雇用計画	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域人材の雇用計画及び育成計画に具体的かつ確実性があるか。</li></ul>	10
5	公共的な 地域課題の解決	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域経済の循環、関係人口の増加、耕作放棄地の活用、空き家・廃校の解消、国指定重要文化財の修復と活用、研修施設を整備し後継者を育成等、当市の地域課題の解決につながる事業であるか。</li><li>・石岡市総合計画基本構想や石岡市総合計画第2期基本計画、その他の市計画に掲載されている課題等と合致するか。</li></ul> <p>※単に空き家、廃校を改修して活用するものや、単なる施設整備や事業拡大など、地域への波及効果や課題解決効果が見受けられない事業ではないか。</p>	20
6	事業の新規性	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業者にとって新規ビジネスであるか。</li></ul> <p>※単に生産量を増加させるもの、工場を増設するもの等の既存事業の拡大等ではないか。</p>	5
7	事業のモデル性	<ul style="list-style-type: none"><li>・市内で前例のない取組みであり、同様の地域課題を抱える他自治体のモデル性となり得る事業か。</li><li>・市内の類似の事業との整理がついており、非競合性が確保できている事業であるか。</li></ul>	15
8	リスクに対する 回避策	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業に内在するリスクを認識しており、そのリスクに対する回避策があるか。</li></ul>	5
9	事業の自立性	<ul style="list-style-type: none"><li>・補助金事業の完了後、当市の地域課題の解決のため、自立して事業を実施していくことができるか。</li></ul>	10
合計			100

(イ) 会長及び各委員の評価点が上記基準の全ての項目において6割以上となった事業について、本市が抱える地域課題や財政等の状況に鑑み、合議により申請事業を選定する。

#### ウ 選定結果の通知

選定を受けた全ての者に対して文書により通知する。なお、結果に関する問合せ、異議申立ては受けないとともに、選定経緯については公表をしない。

## 9 スケジュール

期間	内容
令和7年12月15日(月)～ 令和8年2月13日(金)	提出書類の受付期間
令和7年12月15日(月)～12月26日(金)	石岡市地域経済循環創造事業交付金申請事業選定に係る質問書の受付期間
令和8年1月中旬	質問への回答(本市のホームページで公表)
令和8年3月下旬(予定)	選定委員会の開催
令和8年4月上旬(予定)	選定結果を通知
令和8年4月～令和8年6月(予定)	本市及び総務省との調整期間
令和8年6月下旬(予定)	本市から総務省へ交付申請
令和8年8月(予定)	総務省から本市へ交付決定通知
令和8年8月～9月(予定)	事業者から本市へ補助金交付申請
令和8年8月～9月(予定)	本市から事業者へ補助金交付決定通知
令和8年9月(予定)	補助金事業の事業着手
令和9年3月中旬(予定)	本市へ補助金事業に係る実績報告(1年目)
令和10年3月中旬(予定)	本市へ補助金事業に係る実績報告(2年目)

## 10 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 選定の公平性を害する行為があった場合
- (3) 事業の採否の働きかけを行う目的で、事業者等又はその関係者が直接又は間接に本市職員等と接触をもった場合
- (4) 未提出書類があった場合(石岡市地域経済循環創造事業交付金申請事業選定に係る質問書を除く。)

## 11 留意事項

- (1) 計画内容は、原則、変更できないものとするが、総務省及び本市との調整の中で、補助金の目的を達成する上で必要があるときは、本市の承認を受けた上で変更するものとする。
- (2) 補助金額は、原則、増額できないものとする。
- (3) 提出にあたり、地域経済循環創造事業交付金交付要綱及び地域経済循環創造事業交付金に係る総務省ホームページ等を参照すること。

## 12 問合せ先

〒315-8640 茨城県石岡市石岡一丁目1番地1  
石岡市 市長公室 政策企画課  
電話：0299-23-7277  
E-mail : kikaku@city.ishioka.lg.jp